

第 42 回財務省 NGO 定期協議 議事録

◆日時：2009 年 9 月 11 日 15：00-18：00

◆会場：財務省 4 階 中 422 会議室

◆議題

はじめに 局長挨拶

財務省側議題：昨今の国際会議における国際開発金融機関の議論等について

NGO 側議題 1：世界銀行の情報公開政策、IFC の社会、環境の持続可能性に関する政策及びパフォーマンス、スタンダード、IFC の情報公開政策の改訂について

NGO 側議題 2：カンボジアにおける強制立ち退きと、世銀、ADB、日本政府の対応に着いて

NGO 側議題 3：国際協力機構の海外投融資の再開に関して

NGO 側議題 4：ナガルジュナ石炭火力発電事業について（JBIC）

◆ 出席者：

【財務省国際局】

中尾局長

開発政策課：玉木補佐、野口係長

開発機関課：宮原課長、三浦補佐、渡辺補佐

参事官室：田中補佐、石田補佐

【NGO 等】

清水規子（FoE Japan）、満田夏花（メコン、ウォッチ）、松本悟（個人）、日比保史（コンサベーション、インターナショナル）、望月章子（ADB 駐日代表事務所）、今村舞（JACSES）、田辺有輝（JACSES）

はじめに（局長挨拶）

MoF 中尾：

今日初めてお目にかかる方とそうでない方がいると思うが、私どもが新体制になって、いろいろな動きが国際的にある中で皆さんと意見交換していかなければならないことは多いと思う。今日何をお話するかわだが、まず国際金融危機への対応の話。大分良い政策を取っていた多くの途上国が、国際通貨危機の中でその影響を強く受けている。去年の秋以来、G7 や G20、G8 などを開催してきたが、これらの会議での議論の中身をご紹介したい。

危機への対応と言うことでは、第 1 に、金融セクターの崩壊を止めるような中央銀行の流動性供給などの政策をきちんと実施すること、第 2 に、実体経済の下降に対応するために、財政金融政策でマクロの支援、それから三つ目が途上国支援である。マルチでは世銀や IMF、ADB といった MDBs を活用して、バイでは日本の JICA や JBIC 等の各国のバイの機関を活用して、貿易面の資金や開発のための資金、貧困削減のための資金、財政で刺激策を取るための資金等を含めて支援していかななくてはならない。国際会議で今テーマになっているあと二つのテーマが、1 つは金融規制であり、例えば報酬をどうするか、資本規制をどうするかといったことである。もうひとつ、5 つめは、IMF や世銀などのガバナンスをど

うするかということである。どちらかといえば新興国や途上国の声を拡大していくということ。

こういうことが金融危機への対応という議論の中で起こっている。危機には、世銀、JICA、JBIC も含めて迅速に反応し、貸付を増やすとともに資金量を増やしたり貸付制度を見直したりするなど実際行動している。JBIC もずいぶん資金を出している。JBIC の場合は途上国という点もあるが、突然の資金不足に見舞われた日本の企業支援という観点にある。JICA もいろいろやっている。新しい円借款の出し方も財政支援型のものを出したりしている。そういう一連の動きは NGO の皆さんのご関心があるのではないかと思う。

それから大きな 2 つめの話は、気候変動が重要なテーマになっていること。今年のコペンハーゲンでの COP の会議で最終的な合意ができるのかどうかについては難しいという指摘もあるようだが、途上国の共通だが差異のある責任を途上国には果たしてもらいながら、先進国が技術と資金を流すというメカニズムも気候変動の枠組みの基本である。途上国、特に中国など主要国がどういう義務を負っていくか、もちろんアメリカも入ってもらわなければ困るが、それとともにその資金をどう流していくかも議論され始めている。ひとつのパッケージとなっているので、特に途上国が「こんなに CO2 を出しているのは先進国の責任であって、我々も最低限のことはエネルギー効率や自分の負担になることを含めてやるが、それ以上のことは先進国の責任でしょう」と言ってくる。だが一方で先進国側も途上国側に一定の規律を求めなければ全然途上国に何も入っていないのに先進国だけ厳しくなるということになると、例えば企業がそういった国に進出し国内が空洞化していったり、向こうから逆に CO2 を使うものを買うことになったりして、いろいろな歪みが出てくるし、色々な問題が出てくると思う。途上国にはある程度最低限の、まさしく「共通だが差異のある責任」を取ってもらうことが大事だ。このような資金の話とそのメカニズム、全体のフレームワークでの話が進んでいるので、こういう点についても皆さんのご意見のあることではないかと思う。

大きな話の 3 つめは、去年新 JICA が発足したわけで、私の考え方では円借款と無償と技術協力がひとつの機関の中で行なわれることになり、一種の援助実施庁みたいな面があるので、ぜひ皆さんの応援も得て立派な機関になって欲しいと思う。外務省の国際協力局にも財務省の国際局にも、本当の意味での援助の専門家がいるようであまりいないと言えなくもない。財務省の人間はどちらかというと財政や金融は専門家であるし、国際局の人間は財政や金融、あるいは国際金融の知識を持ちつつ開発の担当をしているということになる。ほとんどの人はずっと開発問題をやっている人ではない。外務省も、外交とは何かということもあるが安全保障やいろいろなことを担当しており、本当の援助の専門家という人はいても少ない。だから、JICA には政策的な部分も含め、特に国ごとの援助計画やプロジェクトについての数年間にわたるマルチヤーの考え方を含め、あるいは国別計画を含め、上流部分、政策的な部分まで含めて、「実施しているだけではない機関」になって欲しいと私は思っている。

もちろん財務省はマクロ経済政策や世銀などを抱えているという点でいろいろな意見は言うし、特に債務の問題についてはあまり資金が戻ってこないところに円借款を出すことについては慎重にならざるを得ず、そういう点で意見は言う。また外務省もこんな国には援助できない、こういう国には援助しなければいけない、というのがある。経済産業省も経済産業省で民間経済活動の観点を踏まえたまた別の意見がある。そういった政策当局からのインプットなしに JICA だけがやった方が良いとは思わないが、

JICA 自身は援助の専門家としてやって欲しいと思っているので、そういうことにぜひ NGO の皆さんはアドバイスして欲しいと思う。

思いつく範囲以外にも今まで議論して来ている継続的な話もあるし、昨日の裁判のような話についても特に関心はあると思う。いずれにせよ、我々に対してこういう点はどうなのか、例えば無駄遣いのなことなどについてどうなるのかといったご意見を頂かなくてはいけないと思う。できるだけ建設的なご意見を頂きたい。例えば、イギリスやオランダ等の考え方は世界的な潮流になっている部分もあるが、むしろ日本がやってきた方が成功している部分だってある。そういうことも含めて、よく建設的な意見交換をして頂きたい。

松本：

中尾局長は援助の専門家と言えるぐらいあちこちで拝見している。いつも思うのは ODA を増やすのはそう簡単にはできないし、私はあまり増やすべきだとは思っていない。出すなら知恵であって、もうお金は十分だと考える。とすると、今までのようにあれもやろう、これもやろう、あれが大事だといったひとつずつの議論は成り立つと思うものの、それら全部を細々と出していくやり方が本当に良いのか。社会セクターも大事だ、金融も大事、財政も、全部大事だ、ということになってしまう。やはり、どういうところに日本として重点的に出していくかをかなりざくっと考えていかなければいけないと思っている。そういう点では今お話頂いた中で、ここは減らしてでもこういうところにお金を重点的に配分すべきだという議論は、例えば三省の間で、あるいは財務省として、主張されているようなことはあるか。

MoF 中尾：

分野を絞るというのは、政治的な決定があれば、アジアの中心国がインドネシア、フィリピンよりもむしろアフリカだと、インフラよりも社会セクター、中でも日本は教育でいくぞ、ということを決められたら我々も意見は言うにしても、政治的な決定がなされればそれに従う。今おっしゃったように全て大事なわけだ。社会セクター重視の考え方はあるが、これだけをやるとチャリティーになってしまうのでやはり成長がなければだめでしょう、という議論もあり、それぞれ正しいわけである。ポストコンフリクトの国はなんとしても助けなければいけないというのも正しいが、ガバナンスがしっかりしている低所得国、インドネシアみたいな国もやはり大事なわけだ。中国のような国は普通の援助はしないまでも気候変動みたいなことで巻き込んでいかないといけない。だから役所レベルでは個人の意見があっても正直言って決めきれない。だからそれは決めた方がいいという考え方もあるし、あまり絞り込む形で決めない方がいいという考え方もある。ODA に興味のある国民の中でも「これは大事だ」というのはそれぞれ違うだろうし、それらに対し少しずつ応えざるを得ないというのが、普通の考え方ではないだろうか。

日比：

今中尾局長がいくつかおっしゃったポイントの中で、気候変動に言及されたが、もう 1 つ生物多様性がある。これまでどうしても気候変動と生物多様性は分けられて考えられてきた。日本だけでなく世界的に、気候変動は気候変動、生物多様性は生物多様性というふうに取り組んできたと思うが、実はこの二つは非常に密接に結びついていると考えられる。気候変動対策になる生物多様性保全もあれば、その逆

で生物多様性保全につながる気候変動対策もある。その中でこれまでの垣根を取り払う形で取り組んでいけば、限られた資源をより幅広い問題に対応していく方法はいろいろある。これまでは、生物多様性あるいは気候変動というレッテルが貼られていなかったけれども、よくよく掘っていくと非常に日本が貢献している分野、あるいは他のバイに比べても技術的に優れたものであったり、特定の地域に非常に長くコミットメントをしてきたりということで、そのアドバンテージがある分野もいろいろあるのではないか。そういう視点で、クロスセクトラルな視点、思考をぜひ、財務省さんは多分もとからそういう思考をされていると私は思っており、他の省庁がなかなかついてこないのが一番の問題かとも思うが、そういう方向性を示して頂ければと思う。

満田：

先ほど局長が言われたことの中で、JICA は援助の専門機関として発展して欲しいと言われたが、私は JICA を傍で、特に環境社会配慮という視点で見守っているわけだが、彼らを見ていると、経済界や NGO 等のいろいろなところからの要請に対してちょっとずつ家を建て増して苦勞して広げているような気がする。結果として、貧困削減、紛争解決から今日議題に出ている海外投融資や、通常の融資的なもので、右から左まですごく幅の広い、そこまで扱うような援助機関、金融機関はかつてないのではないかというくらいになっている。ずっと農村開発とか貧困削減をやっている人が、いきなり道路を作る、港湾を作る、などの経済開発、あるいは鉱山周辺インフラの海外投融資をするときに、民間的センスに立ち向かいつつ、環境社会配慮や住民移転などの話にもちゃんと対応しなければならない。非常に幅広すぎて、私は非常に懸念を覚えている。

もう 1 つは今日議題の 2 番目にカンボジアの話をするが、相手国の政策改善や制度設計について今まで JICA は踏み込まなかった。私は日本の ODA は成功しているのだろうかという疑問に思うのは、やはりその制度設計、政策がまずいために、本当の意味で貧困から回復できないことが問題意識としてある。

MoF 中尾：

満田さんの第 1 の点、非常に良いポイントだと思う。だから、私は JICA がひとつの専門機関として大きな役割を果たして欲しいと思う。しかし、JICA の今の実態がそれに合っているかどうか、専門性という意味では、スコープがすごく広がってしまっているのにどう対応していくのか。

それから最後におっしゃった制度設計や政策の潮流に入っていくというのは、JICA が今まで遠慮していた、あるいは不得意としていた部分かもしれないが、そういうことは特にアジアのカンボジアなどでもっともっとやっていくべきであると私も思う。

そういう意味では世界銀行などはいろいろな意味で、人も多いけれども、専門性が高い。だから、私どもが財務省として貢献できることの 1 つとして、世界銀行や ADB との政策協議を JICA と一緒にやったり外務省や経済産業省に入って頂いたりして、世界銀行という援助機関のひとつの視点が正しいとは言いきれないが、ぜひ世界的な議論、あるいは専門性のある世界銀行というひとつの機関と連携という形で一緒にやっていって欲しいと思っている。

私は、合併までは JICA は外務省との関係が強かったと思う。しかし、円借款が入って来るので、マク

ロ経済的な視点や債務問題、MDBs との関係をもっと強めて欲しい。そこで、財務省とも意見交換を深める必要が、我々にもあるし、向こうにもあると思うので、緒方理事長以下の幹部と私たち国際局の間で定期的に議論したいと思う。緒方理事長は非常にお忙しい方だし恐縮ではあるが、外務省の国際協力局とやっていることを我々ともというようなことを考えているので、今のご意見は非常に良いご示唆だと思う。

MoF 宮原：

気候変動とクロスセクトラルについてだが、重要なご意見だと思う。別の観点から見れば、限られたリソースでどうやって最大の効果を上げるかということ。生物多様性に対する政策や案件を独立に進めていくより、環境の全体的な観点からそれぞれの分野の専門家がお互いに話をして、分野別のお互いのところを持ち寄ってさらに良い知恵が出る。その結果、気候変動対策の効果も高められるような援助をすることができれば素晴らしいと思う。具体的に何をどう動かすかまでは直ちにコメントできる準備が無いが、ご意見には非常に関心がある。

MoF 中尾：

来年名古屋で生物多様性に関する会議をやるので、環境省の自然環境局の方と生物多様性について意見交換をしているが、今おっしゃったようなことをぜひやっていけたら良い。また同時にこの気候変動の次期の枠組み、ポスト京都の中では義務的なものがあり、そこに一番集中してクリアしなければいけないというのがあるので、一緒にやれば良い部分もあるが、効率性から言うと気候変動だけに集中した方が良い場合もある。だが、今おっしゃったようなご意見を活かせる部分はぜひ活かしていきたい。

財務省からの議題：

昨今の国際会議における国際開発金融機関の議論等について

MoF 宮原：

前回の協議会が4月上旬であったため、タイミング的には一部その前にあったロンドンでのG20の首脳会議の結果が入るが、前回の会議ではこの辺りが出なかったようだ。国際社会で進められている作業の流れを、簡単にご紹介したい。

昨年秋に始まる金融危機、それに続いた世界経済の低迷、さらに世界経済の低迷によりインパクトを受けている低所得国への対処をどうするかについて、G20のプロセスが現在も進行している。

問題の始まりはグローバルな金融システムが機能しなくなったところにあり、その結果、世界の資金フローが著しく減った、あるいは止まってしまった。そこをいかに回復するかが焦点の一つ。回復するまでの当面は民間資金フローに代替する公的な資金で各国および国際機関が総力を挙げて、またIMF、世銀、ADB その他で頑張ろう、という目標が掲げられている。それに加え、将来また金融システムのダウンによるこういう世界経済の危機が起きることのないように、金融システムや金融機関に対する監督をどうやって改善するかという議論が同時並行で行われている。

この部分で実際に 4 月ロンドンの G20 首脳の間で合意された政策の代表的なものを資料にまとめた。冒頭から 1 番目の項目にかけて、成長と雇用の回復について、資金の停滞による各国の逼迫に対処する上で、IMF の資金を中心に、ここに書いてあるような大きなお金を出していくことが合意された。それで回復を図りましょうということである。足元の資金の流れの停滞をどう埋めていくかについて、IMF が最大 5000 億ドルの新規借入取極を発動させる、それから 2500 億ドルの流動性を注入する SDR の一般配分、この辺は IMF がカバーしている。また国際開発金融機関、すなわち世銀や ADB、その他は少なくとも 1000 億ドルを融資量として増加することが合意された。

第 2 に、金融クライシスの再発防止のため金融システムの改善、規制監督の強化でいくつかの方針が示された。規制監督をいろいろな種類の金融機関・商品・市場の中で重要なものについては拡大をしているということが合意された。また、信用格付け機関も重要な部分であり、格付けの影響が国際金融のお金の流れにインパクトを与えるので、その監督もしっかり強化するということになった。

ちなみに、今月 9 月 5 日にロンドンで同じ G20 の財務大臣の会談があり、首脳で合意された措置の実施状況のフォローアップがされた。ごくごくポイントだけを申せば、みなそれぞれきちっと合意が実行されているという評価がされた。

3 ページ目で併せて国際金融機関の権限、業務範囲、ガバナンスの改革をすることが合意されている。実はこれはクライシスが発生する以前から始まっていたプロセスであるが、これをきちっとやっていくことが合意された。IMF での出資比率、発言権改革を 2011 年 4 月までに完了させ、世銀についても発言権、代表権改革に関する勧告を 2010 年春までに合意するということだ。それからそれぞれの長の選出プロセスを透明にするというのもガバナンス改革の中で重要な論点となっている。

4 番目に保護主義への対抗。5 番目に公平で持続可能な回復の確保ということで、これは国際金融機関も働く分野であるわけだが、1 番目の項目は一時的な資金フローのカバーに焦点を当てていたわけだが、ここでは低所得国や貧困層にもフォーカスを当てている。以上が 4 月のロンドンにおける G20 首脳会合の内容である。

4 ページは今年 7 月の G8 の首脳の宣言である。特に細かい所を省けば、大きなところでロンドンでの G20 首脳レベルの議論と大きく異なる分野のものが入ったということはないと思う。

直近の大臣プロセスの動きとして、9 月のロンドンにおける G20 財務大臣会合がある。パラグラフ 2 にあるように、金融経済という意味で総論的にはこれまで合意された措置が着実に実施され、その結果として経済の立ち直りの兆し、金融市場の安定化が見られるけれども、景気回復が確実になるまでは実施中の措置を確実に進めていく必要があるというのがポイントだと思われる。

その後ロンドンでの合意事項を引き続き実施していく旨の再コミットメント等に触れられている。パラグラフ 6 が先ほど少し触れたが国際金融機関によるクライシス対応についてであるが、概ねオントラックだと認識されたということである。パラグラフ 6 の最後には、低所得国に支援を集中すべきというところがきちんと抑えられている。パラ 7 が IMF 世銀のガバナンス改革についてである。特段新しいこ

とが出て来るわけではないが、ロンドン以降合意された原則に則ってしっかり進めていこうということである。

次のページは金融システムに関する別文書であり、省略させて頂く。11 ページは世銀総裁が提供した危機対応ということで、開発の専門家の世界でも広く知られている話かもしれないが、今世銀は危機対応ということでこういうフレームワークを中心に活動しているということである。**Vulnerability Framework** というアンブレラの下に、特に脆弱層支援の活動を組成し、インフラ関係にも目を配り、IFC を中心に民間支援セクターへのサポートも強化する、ということである。

IFC は民間企業相手の業務が中心なので、脆弱層というグループに直接ダイレクトな支援というのは少ないかもしれないが、貿易が滞ることで所得の低下ひいては生活水準への影響が考えられるため、それに対処するという、それから、途上国の銀行が、例えば外国資本が引き上げたがために、銀行の業務が立ち行かないという状況において、途上国の銀行に資本増強支援をするということもやっている。マイクロファイナンスは、ある程度貧困の世界にもダイレクトに届くような部分があるかもしれないが。

少し戻って左側の世銀本体の脆弱層支援ファシリティだが、これにはクライシスが始まった去年の秋前に行われていた食糧価格の高騰への対応も引続き行っていくことが盛り込まれている。IDA の前倒し、社会的セーフティネットの強化などに力を入れていくということ。

次のページは今の図を文字に直したもので、省かせて頂く。次に ADB の第 5 次一般増資ということだが、アジア開発銀行は金融クライシスとむしろ関係なく一般業務の世界で融資余力が枯渇することが数年前から懸念されていたため、増資を目指しての作業をクライシス前から続けて来たわけだが、それが今年の 4 月の総務会で最終的に承認を得たということである。

内容的には一言で言うと、下の参考にあるように 3 倍増資となっている。これは一般増資であり、各国の出資シェアに比例的に増資を割当てての形である。付け加えると、ADB の増資に一部刺激されたことがあるかもしれないが、他の地域の開発金融機関がどこもクライシス対応で、この半年当初業務予定にあったファイナンスよりも相当大きなファイナンスを出すことになっているので、やはりどこも追加の資本が必要になってきたと主張しており、その増資の必要性があるのかないか、どの程度なのかという議論が米州開銀やアフリカ開銀等で行なわれている。駆け足で恐縮だが、以上である。

松本：

1000 億ドルというのは相当な規模だと思う。たぶん世銀でいけば 4、5 年分くらいの額だと思うが、ディスパースでみると、こういうときにやや心配なのが、今宮原さんの説明の中にもあったが、国際的にプレッジをしてこのぐらい出そうといっているのか、かつてから言われている「承認の文化」と言われるようにやや審査も甘くなって資金を流そうとなってしまうことである。そのあたりについては実際ディスパースがどのくらいで、それに対して審査についてはきっちりこういう風にやられている、というような点について現状をご存知であればもう少し教えて頂きたい。もう 1 つは ADB の一般増資だが、今後日本国内はどういう手続きで増資を進めていく予定なのか、教えて頂きたい。

MoF 宮原：

1 点目だが、ディスバースがどのくらい進んでいるか、数字が今手元にないが、定性的に言うと確かに通常の業務に比べて相当なものを上乘せしているが、上乘せされた部分は例えば財政支援的なサポートなどが平時に比べ大きなウェイトを占めている。冒頭に申し上げたが、クライシスで民間のお金の流入を期待していたところが止まってしまった。プロジェクトに関係なくても貿易が減ったり、海外からの送金が減ったりということで途上国での使える財政資金などが減ってしまった。その危機の穴埋めのために **MDBs** が出てきたという性格が強いため、追加された支援の相当部分が足の早い支援になっている。だからそういう意味で、ディスバースは相当進んでいると思う。

2 点目の審査がどうなっているかだが、これもクライシスがあつて大変なことになっているので、早くリカバーするための助けた、というのが全体の流れだったので、一部審査を急いでいることはあるかもしれない。具体の例が手元にないが、全体としては急いでやらなければという感じはあると思う。ただし、明示的に通常の審査を省くとか、期間を半分にするとか、正面から業務のプロシーチャーを大幅に変えてまでやっていることが **MDBs** であつたかという私の記憶にはない。

あとこれは個人的な推測になってしまうが、例えばプロジェクト、物の支援に向かったお金は相当入っていると思うが、急いで通したものは一から世銀が主体で作ったプロジェクトではなく、本来民間資金が入ってくるはずだったのが急に入らなくなったので急遽その補填みたいなことで出ていったこともあつたと思われる。そういうものに関しては一から作る作業を全部超特急で見るべきところをすっ飛ばしてということでは必ずしもないのではないかと考えられる。

3 番目のご質問で、日本の国内手続きについてだが、日本の出資分は来年度の予算要求の中に乗せるということになっている。

松本：

法律はいらず、予算だけ通せば良いということか。

MoF 宮原：

その通り。

清水：

IMF と世銀の新興国、中進国の発言権拡大について、考え方について教えて頂きたい。今すぐというわけではなくても、長期的に見ればおそらく中国やインドという国が益々発言権を増していく方向性にあると思われる。一方 **ADB** で数年前に出されていた政策だと思うが、中進国への融資を拡大していく動きがある。今まで私は良くも悪くも、当然今の **ADB** や世銀の理事会にも途上国は含まれているが、ある意味借り手と貸し手がざっくり言えば異なっている。そのことによってレバレッジも効いてくるという面はあつたと思う。しかし、それが長期的に見て借入国と出資国が重なってくるようなことになるだろうと思った。そういう意味で発言権の拡大を議論している中で、卒業国に関する議論も同時にあつてしかるべきではないかと思うが、それについては何か議論があるのか。いろいろな考え方はあると思うので、どう考えたら良いのかわからないのだが。

MoF 宮原：

今 IMF の中での議論は承知していないが、世銀について言えば今ディスカッションが行われているボイス部分に関して、卒業国の取り扱いが大きな論点のひとつになっていることはないと理解している。もっぱら議論の焦点は、新興国、途上国の発言権を増やしていく方向で作業すべしという大臣レベルからの指示に適切な形で応えていくことに議論が集まっている。

中国やインドについておっしゃられた方向性は、たぶん将来そういうことになってくると思われるが、そうなったときにある種の緊張感が世銀の中でどうなるかだが、オフィシャルにお答えする話ではないが、期待するとすれば、中国やインドが発言力を増す過程で我々は借り手だという意識だけでなく、開発金融の世界で大事な役割を果たしている世銀や ADB においてどういう振る舞いをするか、大きくなった発言権を持ちつつどのように発言をしていくかを十分に考え、単に「私達は借り手だ」という視点だけでなく、発言権に伴う責任を自覚し、これまで先進国が果たしてきたのと同じ様な役割を果たそうという意識に近付いて欲しいと期待はしている。そういう意味で、仮に両国が将来たとえばトップファイブに入るような大きなシェアホルダーになったとして、その時に相変わらず借り手の便宜や視点だけで発言や行動をしているようだと、世銀のガバナンスにとってそれは良いことではないだろうと思う。

NGO からの議題

1. 世界銀行の情報公開政策、IFC の社会、環境の持続可能性に関する政策及びパフォーマンス、スタンダード、IFC の情報公開政策の改訂について

田辺：

世界銀行は 2009 年 1 月 29 日に情報公開政策の改訂の方向性を示したアプローチ、ペーパーを発表して、その後パブリックコメントを受付け、各地でパブリックコンサルテーションを開催した。私もワシントンで開催されたパブリックコンサルテーションに参加してきた。質問は 4 点ほど挙げさせて頂いた。1 点目はパブリックコンサルテーション開催から時間が経っていて、今後のプロセスがまだ具体的に発表されていないのでお聞きしたい。ドラフトの作成中であると理解はしているが、スケジュールについて教えて頂きたい。

2 点目は理事会の記録に関する議論だが、アプローチ、ペーパーによると、Committee on Governance and Executive Administrative Matters というところでタスクフォースが設置されて議論されているとのことである。そのレポートが 7 月 22 日の Committee で報告されたと聞いている。この委員会での議論の内容を教えて頂きたい。

3 点目はこの理事会の記録に関して、現在世銀では Minutes が公開されていて、それには出席者と議題が載っており、非常にシンプルな 2~3 ページのものだ。議題によっては議長総括という形で少し内容に踏み込んだものも出されている。ところが各国の理事の発言内容や投票行動については公開されていない。やはりここは公的資金を使って運用される国際機関としてどこまで公開していけるかが重要だと思うが、これに関して日本政府がどのように考えているかお聞きしたい。

4 点目に関しては、案件実施中に借入国から提出されるモニタリングレポートの公開に関しては、ADB はモニタリングレポートを公開する形になっているが、世銀はアプローチ、ペーパー上、公開されるかどうかは明らかになっていない。ADB が公開している中で世銀も公開していくべきではないか、と思われるが、財務省の考えをお聞きしたい。

MoF 三浦：

ご質問頂いた 1 番目の点だが、7 月に理事会の中の小委員会で議論が行なわれ、事務局に言ったら、今のところ 10 月に理事会で議論を予定しているということだ。まさに田辺さんがおっしゃったように今提案をもう一度煮詰めているという状況である。

2 番目に COGAM での議論内容だが、原則としてアプローチ、ペーパーに書かれている通りで、現行の情報公開だと、Board の Proceeding に対する Information という書き方になっていたと思うが、これについて非公開である。そういうことになっているが、実際にはアプローチ、ペーパーの中に書かれているような論点は、Board Records や Board Papers をどういうふう to 公開していくかという点と、もう 1 つは各文書の性格を踏まえて 5 年、10 年、20 年というふう to 3 段階に分けて年度結果を公開することとなっているという点だと思う。これの 2 つについて議論されたということだ。それぞれについて COGAM の委員の理事達も支持したと聞いている。

3 つ目は、理事会の記録についてご質問頂いたが、たしかに現在アプローチ、ペーパーに書かれている Rules of procedure の中で審議の途中段階の記録が非公開になっている。その理由について、事務局の説明によると、審議プロセスのインテグリティを維持したいということである。インテグリティの意味をもう一度聞くと、自由で率直な議論であるとのことだ。自分の個人の名前で発言したところが行き渡ってしまふとやっぱり萎縮してしまう部分があるのではないか、それを自由で率直な意見を担保したいというのがこの目的であるとのことだ。では、これについて今後どう考えるかだが、10 月に向けておそらく理事会で議論されていくことだと思うので、我々としても積極的に議論に貢献していきたいと思っている。ただ、過去にもこの場で我が国の理事の発言は折に触れて紹介してきた通り、やはりこういうものは皆さんにわが国の発言については少なくとも説明する責任はあると思っている。それは折に触れてやっていきたいと思っている。

最後のご意見を頂いた点で、モニタリングレポートが実は何のことか分からなくて、アプローチ、ペーパーの中で Annex D に、モニタリングレポートが世銀は×になっていて ADB は○になっている。これは何なのかと事務局に聞いたら、Annex D の扉のところに global transparency initiative という CSO が作ったものを、Consultation の協議に供するものとして付けたということであった。事務局としても必ずしもモニタリングレポートが何なのかはどうも理解していないところがあるようだ。ただ彼らとしては Implementation Status Report なのだろうと言っている。これは田辺さんが出して頂いた質問書の中で、実施中の案件についてどういうステータスになっているかというレポートだろうから、これはおそらくこれであろうと考えた。アプローチ、ペーパーの Annex C のところにコアドキュメントのサンプルが載っていて、Implementation Status Report についても原則公開することが念頭に置かれているので、この方向でいけばおそらく公開されていくのではと事務局も考えている。

田辺：

1 点目は、質問 1 に関することで 10 月に理事会で議論されるということだが、今後このドラフトがどのように公開され、パブリックコメントをまた受け付けるのかという点が気になっている。アプローチ、ペーパーは公開されているものの、きちんと政策のドラフトとしてはまだ公開され議論されてはいないという段階なので、これはきちんと公開してパブリックコメントの受付をして頂きたい。

2 点目は、質問 3 に関するところだが、やはり自由で率直なというのが具体的にどのようなことか分からない。私が想像する範囲では、国の財務状況みたいなもので非常にセンシティブな議論はあると推測できるので、そういった中であの国がこう言ったというのが全部公開されるのは難しいというのは理解できる所ではある。しかし、世界銀行のセーフガード政策の議論など理事会の議論すべてが自由で率直な議論が妨げられる、同じルールで全てが非公開というのは納得できないところである。そこはもう少し仕分けていく必要があるのではないかと思う。具体的にこういう議論においてはこういうセンシビティがあるので公開できないといった説明がなければ、自由で率直なというのが何なのか理解できない。

モニタリングレポートに関しては、ADB や JBIC、JICA でこういう呼び方をされていて、世銀で別の呼び方をされているとは思っていた。ADB でいうモニタリングレポートには、例えば発電所を作ったときに実施中にどれくらい有害物質が出ているか、移転においての進捗状況、何人くらい既に移転させているかといった環境社会面に関する実施中の情報が書かれてある。そういった情報が公開されていないと、例えば実際に融資前には環境アセスメントが出されるわけだが、そこで環境アセスメントや環境管理計画がきちんと実施されているかをステークホルダーや被影響住民がきちんと把握することができない。そのため、そういった情報が **Implementation Status Report** に実際に書かれているかどうかということをお聞きしたい。

MoF 三浦：

このドラフトが公開されパブリックコメントが受け付けられるかということだが、これは今答えがなく、そういうご要望があったということを世銀の事務局に伝えたいと思う。

自由で率直なというのは確かに一般論かもしれないが、個人的には会議をしていてそこでの発言がすべて公開だという前提だとおそろくなかなか 100% 貢献できるのかというところもあるのかもしれないということも理解できる。組織としての答えではないかもしれないが、同じルールで非公開にというのは必ずしも適切でなく、案件ごとに具体的に仕分けていく必要があるというご意見だったと思うがいかがか。

田辺：

案件ごとと言うより、理事会の中でプロジェクトからポリシーから様々なことを議論されていくわけである。必ずしもその中でセンシティブなものとセンシティブでないものがあり、公開できる議論はあるのではないかと私は考えている。例えばセーフガード政策の改定に関する議論などはセーフガード政策を作ることによって、特定の国を名指しで批判することもないし、特定の国の財務状況を暴露すること

もない。そういったものは理事会の中で議論されているはずで、そういったところが一律自由で率直な発言ができないからだめだと言われても納得できないということを言いたかった。

松本：

この定期協議も基本的に公開だが、例えば中国のパフォーマンスについて我々は非常に疑問を持っていて日本の財務省はどう考えているかと言ったときに、財務省としては自由で率直な議論はしにくいというのは確かである。そういうときは、じゃあここからはオフレコというか記録に残さずお互い議論しましょうというのは1つあるわけだ。もう1つは例えば実際は要約するという手もあるはずだが、これは実は二度手間である。発言者が発言したものをそのまま載せるのは簡単だが、これを要約するとなると一体誰がするのか、この要約は正しいかと考え始めるとかなり難しい。やり方はいろいろあると思うが、田辺さんの発言は、基本的に全てはオープンで、ダメなものはここは公開しないでおこうというものはあるだろうと思う。但し、自由で率直ではあるけど無責任な議論になる可能性もあるので、基本的には公開の中で責任のある議論をして欲しい。そういう意味でいくと、公開されても責任の取れる議論を世界銀行の理事会の中ではして欲しいが、確かに自由な議論も必要になる場面もあるだろうから、それはうまくアレンジをするということではないかと思う。

MoF 宮原：

たぶん松本さんのおっしゃられたように、きめ細かくそのやり方を検討するやり方があるという気はする。自由で率直な議論というワンフレーズで全部非公開にするという議論だけだとすると確かに足りない気がする。一方で、要注意かなという点を挙げさせて頂くと、同じ案件でも例えば理事会では何度か議論を重ねることがあるかもしれない。ものによっては初めの頃の議論では相当皆、言葉は悪いが、言いたい放題のような議論をしていることがあるのではないかと想像する。各国の理事は総論的には理事という立場でもってその国を代弁して話すという権限を持っているが、実際は特に重たい案件であれば、その各国の政府と相談して指示を受けて話すわけだが、初めの頃の議論が百出している理事会は、あとで聞いたりすると、あの理事は本当に政府と相談してしゃべっているのだろうかという感想を日本の理事室が持ったこともあったりする。もし仮に途中段階を公開するとして、そういう段階の議論を世の中の方に広く正確に理解して頂くためにどういう公開をするのが良いかという難しさもあるのではないかと思う。そこも頑張ってきちっとした文章に推敲を重ねた上で公開することもできるかもしれないが、けっこう労力がかかると思う。

もう1つ、これも推測の範囲を出ないが、各国の理事が自分の国の政府の立場を踏まえて発言をしている中に、そこには世銀はどうあるべきかという意見の中に、当然各国の立場やポジションが、程度の差はあれ、相当滲み出てくるのではないか。それを世の中に出していくことになると、世銀の情報公開ポリシーという観点以外に、加盟国の政府として自分達の立場や意見をどういうふうに公開していくのか、加盟国の政府の方針も事実上混じってくると推測される。国際機関の難しさはそういうところもあるという気がしている。

具体的には、オプションが10月に理事会で議論されるとして、そのペーパーにどういうオプションが書いてあって、これはどのような考え方に基づいているのかを我々もよく見させてもらった上で日本の理事を通じて意見を述べることになると思われる。きちんとした考え方なしに自由で率直な議論の一言

で終わっているようなペーパーになってはいないと思うが、万が一そうであれば我々自身日本の納税者に対して最低限の説明責任は果たさなければいけないし、そういう意見を世銀に対して述べるということはあると思う。ただし、過不足ないフィージブルな情報公開ポリシーを作るのは、あれだけの国が集まっている機関なので、なかなか難しいのかなとも思う。

田辺：

Implementation Status Report の中身についてはいかがか。

MoF 三浦：

これは、ディスバースがどれくらい行なわれているかと、関係するセーフガード 10 項目ほどあるうちの、どれとどれがどのくらいの実施状況かと、そういう計数情報が載ったものになるということだ。

田辺：

では世銀が具体的に作っていて、数値的なものよりもむしろセーフガード政策と照らし合わせて実施状況が進んでいるかどうかを見るということなので、そうすると、それは ADB が公開しているモニタリングレポートとは若干異なると思う。つまり借り入れ側がセーフガードに関する情報を世銀に提出している情報のレポートのことを想定していたため、引続き確認して頂けたらと思う。

MoF 三浦：

わかりました。

田辺：

パブコメに関しては、ここ数年こういった情報公開政策のような、NGO や市民に関わりの高い政策に関してドラフトが公開されずに理事に行った例を私は聞いたことがない。ADB などでもセーフガード政策や情報公開政策に関しては何度もドラフトを出しているので、そのところはきちんとドラフトを公開して頂いてパブリックコメントをして頂きたい。

ここで、IFC に移らせて頂く。CODE で 3 年間の実施状況に関する報告が出されたということだが、日本理事の発言と議論の内容を聞かせて頂きたい。それから 3 年間の実施状況に関する報告書は全体的なレビューが中心で、案件においてパフォーマンス、スタンダードのどの項目が遵守されなかったのか、現行のパフォーマンス、スタンダードでカバーできない問題は何か、といった改定において重要な情報がきちんと出ていない。さらに、これまでパフォーマンス、スタンダードをモニタリングの適用案件の中でも相当問題となる案件が出ている中で、やはり今申し上げたどの項目が遵守されなかったか、現行の政策でどこがカバーできないかを、きちんと個別の案件を見ていき評価していく必要があるのではと考えているが、いかがだろうか。

MoF 三浦：

1 点目の Committee on Development Effectiveness の議論で、これは基本的には理事会の審議の内容が公開でないという前提でお聞き頂きたい。これはまさに公開になっているパフォーマンス、スタンダードのプログレスレポート、3 年目についての報告が行なわれたもので、これはまだ報告段階なのでパ

パフォーマンス、スタンダードそのものの改訂という議論はまだ行なわれてない。事務局からはこの報告書を一般公開することについて提案し、我が方も一般公開することを支持した。IFC が顧客である銀行などに行なっているキャパシティビルディングも環境社会配慮の側面でやっているため、こういう努力も報告書に盛り込んだらどうかという提案をしている。次の点はまさにご指摘の通りと思っていて、個別のプロジェクトの評価を踏まえてパフォーマンス、スタンダードの改訂を行うべきという点は我々も感じている。

田辺：

IFC には Compliance Advisory Ombudsman という異議申し立ての機関、IFC の遵守を確認するような機関があるが、そこが前回のパフォーマンス、スタンダードの改定の時には、IFC の実際の実施の評価を実際にされてレポートを出していて、今回の改訂においても CAO と IEG (Independent Evaluation Group)、つまり評価局がこの評価に関わると聞いているが、その CAO の評価と IEG の評価が具体的にどういう評価なのか、特に聞いているか。

MoF 三浦：

今の段階では聞いていない。

田辺：

これに関しても今後また具体的な議論が進めばお話させて頂きたいと思う。

松本：

前回の改訂の時にも CAO が出したレポートは結構ちゃんとしたものだったし、ああいう風に国際機関がレビューしてしっかり政策を見直していくと JBIC や JICA などの日本国内の政策見直しのときに非常に役に立つと思う。国際局で MDBs をやる時皆さんあまり意識されないかもしれないが、我々みたいに両方マルチもバイも見ている人間からすると、やはり IFC がしっかりしたことをやることは重要だ。しかも前回 IFC がある種国際的なスタンダードになるようなやり方でやってきたため、ぜひ注視して日本としても良い評価をした上で政策改革につながるよう確認して頂きたい。

2. カンボジアにおける強制立ち退きと世銀、ADB、日本政府の対応について

満田：

ここ 5 年ぐらいでカンボジア、特にプノンペン市内近郊で非常に暴力的な人権に反するような強制立ち退きがたくさん行なわれてきた実態がある。添付資料の 2 を見て頂きたいが、立ち退きの際に人が拘束されてしまったり、妊娠中の女性が殴られてしまったり、読むだけで心が痛むようなもの、またその立ち退きが一見民間のディベロッパーによって行なわれているケースもあるが、警官隊が出動して、催涙ガスやゴム弾を住民に向かって発砲したという、ある意味典型的で暴力的な移転が進行してきたという背景がある。

カンボジアの土地問題あるいは立ち退きの問題の背景には、カンボジアでは立ち退きに対する法的メカニズムがいまだに整っていないということがある。例えば ADB はそれに対して技術支援をしている。

カンボジアに対していろいろな支援をしてきた世銀や ADB が中心になり、2009 年 7 月 16 日にカンボジアの都市貧困層への立ち退きの中止を求める声明を出した。これが、添付資料の 1 である。内容としてはプノンペンをはじめとする国内での強制立ち退きを中止し、紛争解決のための公正で透明な手続を導入し、包括的な移転政策を策定するようカンボジア政府に呼びかけているものである。ここの中には国際的なカンボジアに対するドナーの一致した強い意志が読み取れ、私どもは高く評価しているところだ。これにサインしている中にはオーストラリア、ブルガリア、ドイツ、イギリス、アメリカ、デンマーク、SIDA、ADB、EC、国連、世銀の名前が連ねてあるのだが、残念なことに日本の政府の名前がない。カンボジアに対して強い影響力を持っているはずの JICA の名前もないことは残念なことだと思う。

こうした背景があり、質問の内容に行かせて頂きたいが、声明が発せられたこと自体そういうわけで私どもは評価しているが、世銀と ADB はこの強制立ち退きを停止せよという声明を出した後に具体的にどのような行動をとったのか。日本政府としては世銀、ADB に対してどのような働きかけを行ってきたか。

それから 3 番目の質問だが、先ほども申し上げたように、世銀、ADB はカンボジアの土地問題、補償問題、強制立ち退きの問題に支援してきたわけである。ADB は 2000 年、2005 年と国家補償政策の確立とキャパシティビルディングに関する TA を出している。これはカンボジアに補償政策がなかったために、強制立ち退きが行なわれてきたことに対する政策を立案するための TA だったわけである。ところが未だにカンボジアにおいてはこういった補償政策が採択されていない。カンボジア政府側は ADB の TA を受けていたが ADB の TA で提案してきた法制度をある意味無視してしまい、カンボジア政府独自に土地収用法のドラフトを立案している状況になっている。

一方、世銀は LMAP（土地管理実施プロジェクト）をやっており、カンボジアの土地制度の改革および能力向上、制度向上を内容としたプロジェクトの中で土地の権利を住民に寄与していくプロジェクトである。ところがこの中でカンボジアの土地問題に関する懸念が浮かび上がってきて、世銀がそれをカンボジアに強く改善を求めてきたわけだが、これもまたカンボジア政府は最近ある意味蹴ってしまっているという状況が成り立っている。つまり、相次いで世銀も ADB もカンボジアに対して土地問題、立ち退き問題をなんとかする支援に失敗しているわけだ。失敗しているかどうかはちょっと時期尚早なわけだが、特に世銀に関しては今後世銀がどうするのか興味深いところだが、こうしたある意味実っていないという教訓を世銀、ADB はどうやって今後活かしていくつもりなのかを伺いたい。

4 番目の質問は、世銀、ADB がこうした状況下で依然としてカンボジアに対してインフラに関する支援を続けている。やはり、こうした援助を一旦停止してこうした移転政策を抜本的に策定して頂くことを最優先させるべきではないかと考えているが、その点について日本政府の考えを聞かせて頂きたい。

一番重要な部分が抜けてしまったが、私達としてはやはり日本政府や JICA がなぜこの声明に署名しなかったのかが非常に気にかかっている。日本はカンボジアに対して大規模なインフラの支援を無償協力という枠組みで実施している。その移転した人達にも個別の問題があるにせよ、カンボジア側のこうした混沌とした強制移転が頻発している中で、日本が支援し続ける意味合いを私は疑問視しており、カンボジアに「世銀、ADB はいろいろうるさいが我が国には中国と日本がついている」という意識を抱か

せてしまうのではないかと懸念している。例え日本支援の橋なり道路なりの中の移転が日本支援によって改善されようと、それは物事の根本的な解決にはならず、日本が目指しているカンボジアの貧困削減は解決されないだろう。一番弱い層の人達が今あおりを受けている状況なので、ぜひ日本政府として世銀や ADB と足並みを揃えて、カンボジアに対し強く強制移転の実態を何とかしてもらおうよう求めて頂きたいと思う。質問というより意見表明になってしまったが、以上である。

MoF 三浦：

世銀についてだが、これも事務局に状況を確認したところ、NGO からの情報提供を頂いて、実施中のプロジェクト LMAP のレビューを行った上で、7 月 16 日に共同声明を出し、それ以降もカンボジア政府との働きかけと協議を行っているということである。これは我々としても評価している。その協議の状況も随時折に触れて発表している。一点目が 8 月 29 日にカンボジア政府との政策協議を行っている。おそらくカンボジア政府に配慮して、あまりはつきりこういう人達の問題が、というのは言っていないのはあるが、今回副総裁のカンボジア理事のメジャーフォーカスが都市部でのそういう問題、**numbers of disputes** という言い方をしているが、紛争問題が主たる焦点であるとも言っている。まずは世銀についてはそういう状況で、われわれとしても評価している。

MoF 渡辺：

ADB に確認したところ、カンボジア政府のウェブサイトにも出ているので既にご存知かもしれないが、このドナー声明を受けて、8 月 27 日付けで、土地紛争地域での土地の扱いを透明で人道的なものにするためのガイドラインを策定しようということでカンボジア政府が各省委員会というのを設置したということである。ADB 自身も、これまで個別案件等を通じて住民移転のあり方や補償をしっかりとやっていくべきという協議を行ってきた。

質問 2 や 3 に関わってくるが、ADB として今後どう対応していくかについて、ADB には最近リニューアルされたセーフガード政策があり、まずはこれをしっかり個別案件に適用していく、実施面で今まで以上に強化したやり方を徹底していくということではないかと思っている。

これまでこの場でも国道一号線などの補償に関連する問題が指摘されている案件を通じていろいろ意見交換をさせて頂いているが、やはり住民移転の監督面での強化や移転後の所得回復プログラムの策定、実施を含めてしっかりモニタリングをやっていかなければならない、というのが ADB のこれまでの一番の教訓ではないかと考える。リニューアルされたセーフガードが適用されるにあたって、現地事務所の増員等も含めてセーフガードの実施体制を強化するという計画を ADB は立てている。

MoF 三浦：

引続き、世銀の今後だが、その後の状況として 9 月 4 日にカンボジアの **Council of Ministers** が今満田さんからご紹介頂いた LMAP のプロジェクトを停止する決定がなされた。もうプレスリリースをご覧頂いているかもしれないが、カンボジアの **Country Director** 名で声明を出していて、LMAP そのものについては停止するというカンボジア政府の決定を受け入れている。プレスリリースの最後のところにも書いてあるが、今後も土地所有権を確定させる取組みをテクニカルワーキンググループを通じて、開発パートナーとも協働して支援していくことを表明していることで、これも適切な対応だと言っている。

のではないかと我々も評価しているところである。

これまで包括的な移転政策が策定できなかった教訓がどのように生かされているかだが、4月以降世銀がやっていた **Enhanced Review** の結果を7月付けでウェブサイトに掲載している。**Enhanced Review** の結果、ご指摘の通り、制度的、法的、政策的に成果があったものの、それが都市部での貧困層の土地所有権の不安定さの解決につながっていないという結論が得られていて、こういう教訓を持って委員会は作業部会での作業を続けていくという世銀の対応になっていると理解している。

満田：

質問4についてはいかがか。この現状の深刻さを考えた時に住民移転を伴うような案件を一旦停止することも重要なのではないかという問題提起なのだが、いかがだろうか。

MoF 渡辺：

ADB はこれまで、セーフガードを遵守しながら個別案件をしっかりとやっていくことに注力してきている。そういった中で、国道一号線といった案件の教訓をもとに、カンボジア政府側と何が問題だったのか、どうすれば解決できるのか、を協議してきている。個別案件をやりながら政府に働きかける一方、TA 等を通じて、カンボジア政府の所得生計計画策定能力向上や、補償に関する政令策定支援など、個別案件から若干離れた政府への働きかけの両方を合わせてやってきている。我々としてもこうした ADB のやりかたをしっかりと注視していきたいと考える。

満田：

2009 年の今になってこの 10 年を振り返ったときにそのやり方が成功しているとは思えない。ADB が最初の TA を出したのは 2000 年、2 番目の TA を出したのは 2005 年だ。端的に見れば ADB のねらいはいろいろ複層的にあったと思うが、カンボジアにきちんとした補償に関する法令をつくって頂き、そのドラフトをし、そこにいろんな人達が意見を入れて、包括的で十分いろいろなところに配慮したまっとうな補償をするという法令を作ることを目指していたのだが、それは実現されなかったわけだ。カンボジア政府はその代わりに、内容は公開されてないのだが、土地収用法、名前だけを聞くとおそらく土地を収用するための法律なのだろうが、要は ADB とか様々なステークホルダーがもちろんカンボジアに対する支援を、カンボジアと協議しながら作った補償政策という成果が消えてしまったわけだ。本当に ADB はそれでいいのか、日本政府はそれでいいのか、その TA に使ったお金はどうなってしまったのか。

かたや、その個別案件で成功しているかと言うと、個別案件の中ですら成功はしていないと私どもは思っている。かつ、こうした事態なのにもかかわらず、例えば ADB は最近 **Cambodia Northwest Provincial Road Improvement Project** という道路事業を承認しているが、これはカテゴリー A で 163 軒以上の立ち退きを補うものである。

ところが理事会が実際に審議するようなやり方ではなく、サマリープロセスという事前に情報を流して理事から異議がないと自動的に承認されるという非常に簡単なやり方で案件を承認してしまっている。私は ADB が持っている危機意識に疑問を持っていて、せっかく良い TA をつけた、しかし失

敗した、その教訓をきちんと振り返ることなくこうしたインフラ案件に簡単な手続で承認を下してしまう。私達の見方は私達の見ている限られたところだけなのだが、そういうふうに見えてならない。つまり ADB に出資している日本政府として、こういうお金の使い方本当に良いのだろうか、という疑問を感じている。そこの辺りをぜひ ADB にもう一度 TA の話と今後インフラ事業に関する戦略というのはどうあるべきなのかについてぜひお聞き頂きたいと思う。

世銀についても LMAP の最終的に目指したところは実現されていないと認識しているが、今後戦略とに日本として関心を持っているということをお伝え頂きたいと考えている。

MoF 三浦：

LMAP のほうだが、当初のプロジェクトの作り方が基本的には Rural Area を対称にしている、Urban Area の dispute があるようなエリアは対象になくて、そこは世銀としても問題意識を持っている。それをプロジェクトの対象地域にするかでカンボジア政府と結局折り合いがつかなかったこともあって、恐らく彼らも今ご指摘頂いたような問題意識は持っていると思うが、そこはもう一度その問題意識を我々としても持ってウォッチしていくということは伝えたいと思っている。

松本：

世界銀行について言うと、森林犯罪防止の LIL を非常に思い出す。これは以前インスペクションにかけられているからよく引用されるが、あのときカンボジアの最大の問題は違法伐採だった。今でも問題だが、ただもう切る木がなくなっているのだから違法伐採は相対的に問題でなくなっている。違法伐採の時も世銀はやはり積極的に取り組んだ。油っこいものに手を出して、それを多分おおよその人は評価する。カンボジアにとって一番重要でセンシティブだが、開発という名の下にこれは考えなければいけないことであるという意味で世銀は手を出して、ところがうまくいかなかったわけだ。それがなぜうまくいかなかったかはこの 1 分や 2 分で話すことはできないが、しかし少なくともインスペクションパネルにかけられるような事態になった。パネルの最終報告書では、世銀がやろうとしたこと自体は評価されるべきだが、いろいろ問題が起きてこういう状態になったと書かれている。

今回土地を巡って非常に似た判断だと思う。今のカンボジアにとって土地問題は非常に大きい。そこに LMAP のような事業で世銀が入っていったら、カンボジア政府を巻き込んで何かをしようとしたが、今こういう事態になっている。そしてもし今度インスペクションパネルにかけられるとまったく同じパターンである。つまりこれが今満田さんの言ったどういう教訓が活かされるかということだ。世銀ほど優秀なスタッフを揃えているわけだからもう少しマクロな教訓の活かし方があると思う。もしそうでないとするなら、これはわざとやっているのではないかというゆがんだ見方をしてしまいたくなる。そういう意味では、ADB にはもうちょっと何とかして欲しい、少なくとも住民移転をやるようなインフラは止めて欲しいと率直に思うが、世銀の場合はそういった難しい案件に手を出していて、しかもカンボジアという国で 2 回目である。そこはもう少しきちんとした議論をして頂きたい。

もう 1 点は、これはおそらく宮原さんにもお答え頂きたいのは、マルチでこういう動きがある中で、バイはそっぽを向いていて良いのかということだ。もっと言えば、やはり Embassy of Japan が共同声明の中にない、Development Partner と書いてあるのに。Development Partners と書いてあって、

DFID や SIDA、UN、世銀、ADB はあるのに、なぜ Embassy of Japan がないのだろうと思った。そういう意味で言うと、先程の中尾局長の話ではないが、バイとマルチの間で同じ政策である必要はないが、その点についてももう少し議論をしても良いのではないかと、というのが 2 点目としてある。明確な答えがあるわけではないと思うが、ぜひ教えて頂きたい。

MoF 三浦：

もう少しマクロな教訓の活かし方があるのではないかと、というところで、まだこの一週間で大分事態が変わってしまって状況を整理しているところで、そこまで辿りつけていない。

松本：

いろいろお仕事のある中でちょっと見て頂けたら、かつて森林をめぐってどうであったのかということ、を、少し勉強して頂けたらと思う。

MoF 宮原：

3 番目の点で、経緯を確認している暇もなく今日になったので恐縮だが、カンボジアにおける開発コミュニティの中でこういう話があることをもし日本大使館が全然知らなかったとしたら、個人的には非常に残念であったと思う。多分そんなことはなく、世銀や ADB がこういう声明を出そうとしているという情報ぐらいは多分伝わっていたのではないかと期待する。だが、その上で参加しなかったというのはどういうことなのかと思う。最後合意されて出てきたこの声明文の字面しか読んでないので分からないが、必ずしもそんなに激烈なことを書いてあるわけではないという気はする。外務省、日本大使館といろいろな立場があるので、あまり **straightforward** にできないところは自分自身も外務省への出向経験を通じて多少は実感したが、例えば、日本もここに名を連ねたいと言った上で、文章の世界で日本としてサポートできる文章に交渉、修正した上で名前を連ねて出せたらと思う。実際やり方はあるのではないかと気はする。役所が違ふと他の役所のやっていることとなってしまう、個人的にはとなるのだが、そういう工夫や努力をしてみた上で、やはり誰でもなるほどと思う部分はおっしゃるように名前を連ねて出すのが良いのではないかと気はする。今日こういった話が合ったということは、外務省には伝えようと思っている。

3. 国際協力機構の海外投融資の再開に関して

清水：

6 月 23 日に基本方針 2009 で、実施が決定した海外投融資に関しては、現在、財務省や他の関係省庁 2 省と JICA の間で意見交換を実施し、JICA が報告書を作成していると理解している。また、その報告書の作成後に外部の意見もヒアリングすると聞いている。

まず、前提として ODA の額について MDGs などの要請もあり、国際的に ODA の増額への要請がある。一方で日本の財政状況やここに記してある JICA のキャパシティ、過去の ODA 案件における課題があることを鑑みれば、量の増加よりも質の向上がまず図られるべきではないかと思っている。これについてももう少し詳しく申し上げると、例えば人員のキャパシティというのは何を指しているのかということ、先程満田さんが冒頭で局長へのコメントの中でおっしゃっていたが、JICA が一援助機関として、無償、

技術協力、円借款、国内事業などの非常に幅広い業務をこなしている。そこに加えて、海外投融資も加わるか加わらないかということなのだが、技術協力や国内事業を長年やってきた人が突然円借款や海外投融資に行くというのはもの大変な文化の違いや仕事の違いであると思う。これは私が円借款について JICA の方と話していた時に、例えば技術協力畑の方と話をしていると、円借款畑の方と違う国の人と思うくらい違いを感じる。議論の前提条件が余りにも違うと感じる。その中で JICA の方も熱心にやっているわけだが、ある意味知見の種類の違いを感じる。また、組織としてのキャパシティの観点からは、JICA は円借款で大規模な事業をやることも多い場合には環境社会配慮を含めた審査が必要になってくる。環境社会配慮については、世銀に比べて人員のない中でやっているという状況がある。更に言えば、これまでの ODA 案件では本来であれば初期段階から緻密に環境社会配慮をすべきではなかったのかという案件もある。そのような問題意識がある中で、海外投融資について議論するに当たって、今の ODA の額を変えずに海外投融資という援助メニューを増やすのか、あるいは ODA の額にプラスアルファして海外投融資をやるのか。ODA の額を変えずに海外投融資のメニューを増やすことであればわかるが、海外投融資があるからということで ODA の額を増やすというのは違うのではないと思う。

質問に移るが、この点は質問の中には入ってはいなかったが、財務省の考えとして、海外投融資の再開を議論する前提として、ODA の額にプラスアルファとして海外投融資の再開を考えているのか、あるいはそれ以外の部分を削っても海外投融資は必要であるというふうに考えているのか、お聞かせ頂きたい。

2 点目は、海外投融資の再開に前向きである場合、現在 JICA が持っている援助スキームの活用ではなく、海外投融資の復活が適切だと考える理由が何かという点を教えて頂きたい。

それから、海外投融資の再開の是非は、援助の額を増やさないという前提であれば、制度設計次第なのだろうと思っている。但し、海外投融資自体が持っている本質について 2 つ懸念を持っている。1 点目は、今回の海外投融資の再開の背景には、民間セクター、民間団体からの要請が強くあったと理解している。そういった背景もあり、考えられている海外投融資は日本の民間セクターの活用を通じたということが色濃く出るのではないかとと思っている。しかし、JICA のそもそもの目的を考えれば、途上国の中での民間セクターの育成が重要なのであって 日本の民間セクターの活用ありき、というような背景が強くでてくるのではないかと懸念がある。2 点目は、通常の ODA に比べて透明性が非常に低くなるという点である。透明性については、OECD の海外投融資や JICA の開発投融資でも調査、また調査の留意点に関する文書は全て非公開であった。先日 JICA の方とこの件について話し際に JICA の方がおっしゃっていたが、現在はまだ検討段階ではあるだろうが、融資先の企業名もやはり非公開なのではないかということだった。従って、透明性という観点から懸念がある。

4 点目は、現在制度設計を既に検討されていると思うが、どのような案件を対象にしたものが検討されていて、それに対して財務省の見解を伺いたい。

MoF 玉木：

追加で頂いた予算のご質問については、現在制度設計中ということや、予算当局とも話す必要があるこ

と等から責任のある回答ができないが、個人的には今の財政状況などを勘案すると、プラスアルファで予算の増額をやるというのはなかなか難しいであろうという認識でいる。詳細はこれから検討という形なので、はっきりとしたことは申し上げられないが、今の財政状況を考えると難しいのではないかと私は思っている。

事前に頂いた質問に戻ると、質問の1つ目で、財務省の海外投融資の再開に関する見解についてだが、頂いた背景にも書いてあり十分経緯についてご承知のことと思うが、2001年の12月の特殊法人等整理合理化計画によって廃止されたところであるが、今年の海外経済協力会議における議論を経て、基本方針2009にその方針が記載されたところである。十分ご存知とは思いますが繰り返させて頂くと、開発効果の高い新しい需要に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、本年秋を目途にJICA・関係省を中心に協議の上、きちんとした執行体制を確立し、関係省によるチェック体制を整備した上で実施する、と記載されているので、財務省としても、この方針に基づき対応することとしており、きちんとした施行体制の確立やチェック体制の整備に向けて、現在JICAや関係省とともに検討している。

質問の2番目だが、海外投融資というスキームがなぜ適切なのかという主旨だと思うが、まず、開発途上国の経済発展のためには公的部門のみならず、民間部門の果たす役割が極めて重要であるということが挙げられる。開発途上国の開発に係る国際的議論においても、民間活動の促進等によってもたらされる経済成長が貧困削減にとって重要であるとの認識が高まっている。このような認識の下、開発に寄与する経済活動を行う民間企業と協働して、あくまでも開発途上国の開発の効果を高めるために、開発効果は高いけれども民間だけでは対応できないような案件に対応する為にはJICAが行う海外投融資業務を実施することが必要であるとも考えられる。

質問3だが、1点目は、日本の民間セクターの活用を通じた途上国支援ということだが、JICAの行う海外投融資業務はJICAの設置目的に沿って開発途上国の経済成長および貧困削減を目的として行われるものであり、日本の民間セクターに対する支援を行うことを目的に掲げて実施されるものではない。また、開発途上国に対する支援は、相手国のニーズに基づいて行われるものであり、開発効果の高い案件が実施されることになるように財務省としても取り組んでいきたい。2点目の透明性の観点については、現在、制度設計の細かいところをやっている最中だが、海外投融資の制度設計に当たって現在関係省およびJICAを中心に検討を進めている中で財務省としてもご指摘の透明性の観点も含めてきちんとした制度設計に貢献していきたいと思っている。

質問4について、どのような案件を対象にしたものが検討されているかということだが、制度設計にあたって開発効果の高い新しい需要であってODA適格になるものが実施されるよう検討を進めており、今の時点で特定の案件を念頭において検討しているわけではない。なお、参考までだが、関係者の間では途上国における上水道事業等の公益事業に対する出融資や、貧困層を対象にしたマイクロファイナンス事業などの言及も聞くが、いずれにしても現時点において具体的に検討されているものではない。

清水：

総論としてはその通りだと思うが、各論については意見がある。JICAが実施するので、貧困削減の目

的であるものだと思うが、これは今に始まった話ではなく以前の JICA の開発投融資についても、そのように記載されていた。というのは、周辺地域の開発や周辺住民の意思の向上に役立つものだと判断されることが必要であるとか、福祉の向上に役立つものとして書いてある。ところが蓋を開けてみれば、当時の開発投融資や OECF の海外投融資について国会でも議論されている案件もあるし、いろいろな本で書かれているが、この中で言われているのは一企業のためであって住民のためではなかったのではないかとということだった。では今度海外投融資を考える時にこの部分ではどういうふうに判断していくのか、そして判断した結果というものを企業の機密として非公開にしてしまえば同じような問題が起こると思う。海外投融資をするのであれば、1 つ 1 つの基準についてきちんと決めていって、どういった指標で本当に貧困削減に寄与するのか、本当に住民のニーズがあるのかということについてきちんと評価し指標を決めた上でそれを公開していかないと同じようなことが起こるのではないかと思う。一方で、JICA の方と話していると、その検討段階では企業の名前の公開もできないということであると、今言ったような内容は当然公開されないだろうと思ってしまう。そういう意味で具体的に懸念を持っている。その点について、透明性を制度設計の中で高めていくとおっしゃられたが、もし具体的に現在透明性についてどのような検討がなされているのかについてお話し頂きたい。そこの部分がきちんとクリアされなければ、例え今ある ODA の範囲の中で海外投融資をやることについて否定的にならざるを得ない。

MoF 玉木：

以前の海外投融資についてはいろいろな問題があったという認識は担当者としても持っており、そのため過去の失敗例や成功例を検証してやろうという形である。今回の JICA の海外投融資機能の制度設計にあたっては、開発効果の高い新しい需要に対応するため、また、開発途上国の経済発展には公的部門だけでなく民間部門の活用も重要だという最近の議論の流れも踏まえて対応していく必要があると思う。要は、過去のものをやるというわけではなく、新しいものをしっかりつくっていかうという形である。その中で過去の反省をしつつ、制度整備、執行体制やチェック体制をしっかり検討していく。

開発目的についても、細かな制度設計を関係省、JICA を含めてやっているところなので、まだどういうふうになるかは細かくは言えないが、JICA の事業として大前提では開発目的があるので、ODA において他の部分で JICA がやっているように、開発目的の指標だとかを用いて、しっかり評価するような形でやるべきだと考えている。

透明性については、今検討中のものとして、外部の有識者を入れて海外投融資の案件の採択等に当たって外部の意見も得た上で判断をすると、専門的見地からの助言を得たり、ご懸念の環境社会配慮等のガイドライン等についても円借款と同じようにガイドラインに基づいて導入をしていくという形であるので、そういうことも含めて外部の有識者からなる委員会を設置して審議をして頂くという形で透明性を図っていければと考えている。

企業の名前などについては、検討中なので最終的にどうなるかわからないが、商業上の秘密は難しいところがあるのかもしれない。一方で、環境の観点や開発目的に沿う、沿わないというのは必ずしも企業の名前がでないと判断できないのかということそうではないのではとも思う。外部の有識者委員会でどういう検討がなされて、開発目的に合致しているか、環境社会配慮が確保されているか、などは企業の名前などがなくても、しっかりと審査されれば、説明責任は果たせるのではと思っている。いずれにせよ、

方向性としてはそういう形だが、JICA 関係者を含め検討している最中であるので細かいところは最終的にこうなるといえる段階ではない。

清水：

ちょっと聞き取れなかったのですが、財務省としては企業の名前についてはおいておいても、事業の妥当性や開発効果、環境社会配慮については公開してもいいのではということか。

MoF 玉木：

どこまで公開していくかは検討中だが、透明性については重要だと考えるので案件の審査にあたってどのように審査をしてどのように採択されたかという説明責任は外部に示すべきだということは基本的な立場として持っている。ただ海外投融資は民間企業が絡んでくるので、商業上の秘密の問題だとか、どこまで公開できるかについては、情報公開法も勘案しながら検討する必要があると考える。

清水：

以前の制度でもそうだったが、JBIC や他の機関によって借り入れができない商業性がないものについて海外投融資で貸していくということだと思うが、本当に商業性があるかないかということは JICA がやる意義があるのか、あるいは必要性があるのかを検証するのは非常に重要だと思う。従って、その部分についても実は公開すべきだと思うのだが、それについては難しいというのが大前提なのか。

MoF 玉木：

今私が申し上げた商業上の秘密というのは、そういうことではなく、一般的な民間企業の商業活動上のコンフィデンシャルな情報のことを申し上げたのだが、今お話があった商業性についての判断は、制度設計の中でどのようにやるかを決めている段階であるので、どういう制度設計になるかによって、公表内容は変わってくると思うが、情報公開、透明性は大切で、説明責任を果たすためにも、できる限り外部に対して説明できる形で、また中でもしっかり審査をして外部の意見も取り入れて助言を頂いた形でどういうふうな決定をしていくかというようなプロセスについても説明していきたい。

松本：

清水さんとは違う視点なのだが、成功例、失敗例の研究評価に関心があるだが、これはもう終わっているのか。

MoF 玉木：

今やっているところである。

松本：

制度設計と同時進行なのか。

MoF 玉木：

どちらもやる必要があるので、適宜やっている。

松本：

2001 年の特殊法人等合理化計画のときに、しっかりした評価がされていない。OECD の 99 年に出された基金史をみても「一定の効果を発揮して幕を閉じた。」という書き方がされていて、一定の効果とは何なのかが不明確である。そういう意味でいくと、私は日本の ODA を民間企業に対して融資するというやり方が、マルチと比べてどういうアドバンテージ、ディスアドバンテージがあるのかを実際の事例も含めながらしっかりと研究、調査することは、非常に重要だと思うし、不可欠なプロセスだと思う。

その上でもう 1 つ重要なことは、それを踏まえた上で、やらないという選択肢を持つことだ。危惧していることは、やること前提の制度設計ではなく、過去の教訓、成功例、失敗例を見た上で、こういうやり方ならうまくいくのではないかという案があってもよいが、それでは無理ではないかという議論になれば、やっぱりやめようという議論ができる状態である必要がある。今回の海外投融資の再開の議論の中で一番納得できないのはそこである。過去の評価も重要だし、有識者会議を開くことも是非やったらいいと思うし、制度についてあれこれ議論してもいいと思う。しかし、その結果としてやらないという選択肢が残っていなければ、その議論は参加をする人も勧める側だけに限られるだろうし、反対している人は出ていくか、遠巻きに邪魔するか、でしかあり得ない。外務省や財務省の判断なのか政治の判断なのかかわからないが、そこは重要だと思う。だから、例えば政権交代して骨太の方針が撤回されたとしても、途中までやられている過去の教訓の経験評価をぜひ公にしてそのリソースを使って頂きたい。これは 5 年先 10 年先の ODA にとっても重要だと思う。なので、お答え頂ける部分だけにかまわないので、ご意見があれば意見交換したい。私とすれば、やるという前提でやるのは疑問である。けれども、評価研究については重要なプロセスなので、どんな状況になってもオープンにして公の議論にしたい。

MoF 玉木：

過去の海外投融資の評価がしっかりなされていなかったという意見はあると思うが、こういう開発効果があったなどの成功例だけでなく、どういう失敗例、何が問題だったのか、そこから得られる教訓や意義は何かというのを含めて、新しいものを作るときにどう活かせるかも含めて検討している。成功例、失敗例の評価をしっかりとやっていきたいと思っている。あくまで形式的ではなく、しっかりと内容があるもので今後につなげていきたいと思っている。

新たな海外投融資の実施については、骨太の方針が、しっかりと成功例、失敗例を研究、評価し、執行体制を確立し、関係省によるチェック体制を整備した上で実施することになっている。過去の反省点は反省して、そういったものを確保した上で良いものを作っていきたいと思っている。

松本：

つまり骨太の方針すべてを背負っていうことはできないが、担当者としては再開できるかの検討も含んでいるのか。絶対再開するということだけではなく整備できるかどうかには再開がかかっているということか。つまり、再開は前提（結論）なのか、議論の結果なのか、それとも議論の段階ではどちらともいえないのか。

MoF 玉木：

なかなか申し上げられないところなのだが、成功例、失敗例の評価を形式的に行うのではなく、内容のある議論を踏まえた上で、チェック体制、執行体制等をしっかり整備した上でやっていくということで、そこを確保した上でやっていくつもりである。

松本：

再開は議論の結果にすべきだと思う。

MoF 土井：

言葉のあやではあると思うが、あまり変わらないのではないかと思う。

松本：

それは私的にとると、再開をするかどうかも含めて議論しているのとっていいのか。

MoF 土井：

検討してなかなかこれというものがなければ、スタートしない。

清水：

レポートの公開について、JICA の方と話したときには、委員会などを開いたときなどに公開すると聞いているが、それについては公開するという事なのか。

玉木：

どのような形でいうところまでは正直検討は進んでいないが、それについて外部の有識者の意見を求める場を設ける考えなので、あくまで政府内でやって終わりということは考えていない。

4. ナガルジュナ石炭火力発電事業について (JBIC)

田辺：

現在 JBIC でインドのカルナカタ州において石炭火力発電所への支援を検討していると伺っている。ところが、かなり色々な問題がこの案件では起こっているようで、先日私が現地に行って住民の方々や NGO の方々、専門家の方々からヒアリングをしてきた。具体的には添付のレポートをご覧になって頂きたいが、そのまとめとして以下 8 点を挙げさせて頂いている。

1 点目は環境アセスメント報告書に対するインド環境省のクリアランスが 97 年に失効しているという点。2 点目は国内法上要件となっているパブリックヒアリングが開催されていないこと。3 点目は JBIC で公開されている環境アセスメント報告書には発電容量が 1015MW と記載されているが、1200MW とか 1500MW といったような色々な話が現地では出ているが、少なくとも容量が増えているという形で建設が進められているという点。4 点目は環境アセスメント報告書上では 275m という煙突の高さの計画になっているが、実際に現地で色々話を聞いた所、実測をしていないので色んな話ベースではあるのだが 200m 前後ということである点。それから環境アセスメントのクオリティも非常に疑問の多いもので、例えば風力のデータでは 30km 離れた過去のデータを集めてきただけであり、土壌酸性度は非常に高い

土地で石炭を燃やすという事で酸性濃度上昇の影響が懸念される訳であるが、土壌を実測したデータはアセスメントの中には入っていないという点。それから、地下水が非常に高い、地表に近い土地なので特に懸念されるのが石炭の灰の投棄地とそこからの漏れなのだが、そういった地下水のデータも環境アセスメントには入っていない点。環境アセスメントの中で代替案の検討というものがなされているが、その中で用いている地図がそもそも間違っただけを示しているに代りて代替案の検討を行ったのかというのが非常に疑わしい点。海洋生態系の影響や送電線建設に伴う影響といった、海洋生態系については別のアセスメントがあるらしいのだがそういったものも JBIC では公開されていないという点。補償の問題について、6 月に最後の移転がなされたという事なのだが、実際に移転された方々と会って話を伺ったところまだ移転の補償は全くもらっていないと言っていた。すでに移転した住民には話を直接聞くことができなかったが、土地の権利がきちんと移転されていないという話を伺った。

質問に移らせて頂く。JBIC は日本政策金融公庫法では資源確保、国際競争力強化、金融危機対応に限定した形で融資すると書かれていて、この案件で想定されるのは国際競争力にどう寄与しているのかという点だと思われるが、実際に事業者はインド企業、発電機などの納入は中国企業と伺っており、日本企業が果たして国際競争力といった点でどのようにこの案件に寄与しているのか不明であったので、そもそも JBIC がこれに支援する意義はどこにあるのかをお聞きしたい。

質問の 2 点目は今後の COP などの交渉でも中国、インドの石炭火力発電セクターにおける CO2 の排出で特に石炭火力の問題が世界の CO2 を削減する上で重要な位置を占めていると思われる。そういった中で JBIC が石炭火力発電所にはかなり大きな融資をしているデータも出ていて、先程局長がおっしゃられたが、なんとか新興国にも削減の措置をして頂きたいという状況の中で、片手で飴をあげて片手で鞭を打つといった状況になっているのではないかという懸念を私は持っている。その点で今後 JBIC は石炭火力発電所への融資についてはどのように考えているのか。

3 点目は非常に色々な問題がある中で現地の懸念を訴えている住民の方々や NGO のの方々、専門家の方々に直接 JBIC が聞き取りを行って問題を把握するべきではないのかと考えているのだが財務省の見解を伺いたい。

4 点目としてこれらの問題が解決されないと JBIC は支援を行うべきではないと思うのだが財務省の見解を伺いたい。

MoF 田中：

ナガルジュナ石炭火力発電所の件だが、対象の地域はバンガロールといってインドでも 5 番目ぐらいの大きな都市近郊であるにも関わらず電力のインフラが余り整っておらず、1 日に何回も停電が起こることである。日本企業が約 84 社進出しているが、そこの操業にも 1 日に何度も停電が起こるという事だとなかなか困るという事で現地の日本企業からも要望があったとのこと。このような事情もあり、本件については日本の企業の国際競争力強化に当たるのではないかと考えている。

2 つ目のご質問の点だが、先程申したように現地住民にも 1 日何回も停電が起こるという事だと支障がある。確かに石炭は CO2 排出の高い発電方法だが、石油や他の天然ガスに比べて価格が割と低く、そ

の点ではインドの発展状況や埋蔵量も考えると今のところ石炭火力発電に頼らざるをえないと考えている。そういう意味では現地住民の生活の為にも必要であると現時点では考えている。

3 回目の聞き取り調査を行ってはどうかという点に関してなのだが、まず JBIC 側としては事業者の方にご質問の点について questionnaire を投げていてそれで確認をし、その上で必要であれば現地調査を検討したいと聞いている。

最後の問題が解決されない限り JBIC は支援を行うべきではないという点だが、JBIC の環境ガイドラインが満たされているかどうかを判断した上で融資を行うという対応になる。

あと、背景の 1~8 の点については事業者質問を投げて一旦確認させて頂いてというふうにと聞いている。

田辺：

まだ具体的に何かこの点はこうなのではないかといった事があればお聞かせ頂きたい。

MoF 田中：

わからない点については今確認中ということなのだが、わかる範囲で回答したい。クリアランスが失効しているという点については JBIC 側としては有効なはずであると言っており、それは事業者の確認すると言っている。また、パブリックヒアリングが開催されていないと書かれている点については、ナガルジュナは前の法律の時に始めたプロジェクトであり、前の法律に従っていれば良く、パブリックヒアリングについては不用であるという連絡を当局からもらっていると JBIC 側は言っていた。3 番目の発電容量が 1015MW から 1500MW に上がったという点については事業者からは聞いていないと言っていた。煙突の高さについては我々もまだ把握していなかったのを確認させて頂きたいと思う。風力、土壌、地下水のデータについても事実関係を確認したいと思っている。代替案の地点についてもこれであっているのかどうか確認する。環境アセスメントの海洋生態系や送電線の部分に関してもどうするか検討させて欲しい。補償の点についてはきちんと行っているはずであると思うが、それももう一度事業者の確認をさせて頂きたい。

田辺：

質問の 1 点目に関連することなのだが、1 つは例えば、特にインドなどでは個々の企業で自家発電を行っているというのが通常このような停電の多い地域でバンガロールの周辺でもそういった取組みが行われているのではないかと考える。果たしてどれくらい寄与しているのか。

MoF 田中：

その点については、日本の企業側から自家発電というのはコストが高く管理にも手間が非常にかかるということで是非発電所の支援をお願いしたいという話が JBIC の方にきていると聞いている。

田辺：

情報提供になるのだが、インドは元々石炭が東部で主に産出されておりこれまでの石炭火力発電所も主に東部地域からアクセスの良いエリアで作られてきた。今回の案件では主に輸入の石炭を使用としている。このエリアは西側のところでありインド国内では東から西に石炭を持っていくとなるとかなり大きな輸送が必要になってくるので南アフリカとオーストラリアから輸入するということである。そうすると、石炭の輸入量世界 1 位の日本にとっては、インドが石炭に輸入量を増やしていくとなると日本の資源確保の点から日本がこの案件を支援することで逆効果に繋がるのではないかという懸念がある。

それから、2 点目の温室効果ガスの大量発生ということだが、そもそもインドの生活向上ということだが、JBIC としてこういった石炭火力発電所を支援し続けるといったことに関してどう考えておられるのかをお聞きしたい。3 点目として、背景の 3 番目に関してなのだが、先程発電容量が 1015MW から 1200MW とか 1500MW になっているのは聞いていないとおっしゃられたが、実際にインドの環境森林省のウェブサイト上では 1200MW への増設を求める要望書が公開されており、そういった事実をどのように考えているのか。

MoF 田中：

インドの石炭の輸入が日本の競争力を阻害するのではないかという懸念もあるのかもしれないが、我々としてはインドのバンガロールに進出している 84 社ほどの在印日本企業への安定的な電力供給というのが日本の産業の国際競争力の維持、強化という JBIC の設立上の役割から見て適切ではないかと考えている。インドの石炭火力について CO2 の排出が増えてしまうという問題についての認識はあるが、現地の電力事情を考えると安価な電力源としての石炭火力の役割というものを現時点では考えている。あと、インドの環境森林省のウェブサイト上の発表とは何か？

田辺：

1500MW というのは別の新聞記事等で出ていたもので、1200MW というのが環境森林省のウェブサイトから検索すると出てくるものである。

MoF 田中：

その点については我々として 1015MW という認識で、事業者から聞いており他の数字は今のところ確認していない。その点についても JBIC に伝えて確認させるようにする予定である。

清水：

問題の 2 番目と田辺さんが指摘されていた所で、これは以前の法律に基づいているので不用であるというお答えであったと思うが、JBIC の持つガイドラインの意味を考えれば、国内法に沿っていることは当然だと思うが、加えてガイドラインについて審査してこそ、このガイドラインの意味があるのではないか。現在の JBIC のガイドラインには協議の開催については色々書かれており、事業の形成段階からきちんと住民参加が重要であると書かれている。それが出来ていない場合には JBIC は働きかけて満たすようにしなければいけないし、満たされない場合には支援をしないという判断をするものであるというのがガイドラインの中身である。従って、国内法で要求されていないからこれはいらないという財務省の答えとしては違うのではないかと思う。もっと申し挙げると、この事業についてはコモンアプローチにも IFC、世銀のセーフガード政策どちらが適用されるのかはわからないが、これら国際基準に沿わ

ない場合には、沿わない理由とともに OECD の輸出信用グループの事務局に報告しなければいけないことになっている。それくらい重要なポイントであるにも関わらず、今のようなお答えを頂いたのは遺憾である。その点をどのようにお考えか。確かに国内法では求められていないが、JBIC が融資や交渉を進めていくにあたってパブリックヒアリングの問題をどのようにすべきか、という点についてどのようにお考えか。

MoF 田中：

今の時点では JBIC から事業者に状況を確認することを進めさせて頂きたい。JBIC としては、その上で何か問題があれば、ご指摘があったように、現地の非影響住民や NGO から話を聞くことも、必要があれば検討するということである。今は事業者に対して questionnaire を投げるという形でまず事実確認をさせて頂きたいとのこと。

松本：

非常に難しいのだが、最近 CDM などあつて温暖化を防ぐということをアドバンテージとして融資を進めている。しかし、他に燃料源がなく日本企業もいるのだから、石炭火力発電所は仕方ない。つまり石炭火力発電所をやる側にも理由があり、そうではない事業をサポートする場合もやる理由があつて、結局どんな事業でもやる理由があつて、それでは選択する基準にならないと思う。つまり、そのプロジェクトの魅力を引っ張ってきてその魅力でやる意味があると言った場合、3 つのプロジェクトがあつてどれがいいかを選べないわけである。そういう意味で行くと、石炭火力発電所もこの理屈は通っているけれど、エジプトで風力をやり、それを宣伝している JBIC がここではそうではないという一貫性の問題としてどう考えればいいのかという問題がある。なんとなくその場その場で合理的な理由を言っているだけだと破綻するのではないかと思う。

日比：

追加で非常に気になるところがあるのだが、コペンハーゲン以降、途上国は特にインドなどの排出国になんらかの排出責任を負ってもらおうという日本政府の今の立場であるのにも関わらず、減らせといっている相手に排出することを促す事業にお金をつけることになっている。個別のケースとして見れば必要なものだという事情はわかるが、全体を見たときに本当に良いのかどうかを一段上の政策レベルでの整合性を考えていく必要があるのではないか。単に特定の火力発電が良い、悪いではなく、他のところでいろいろな影響が出てくる可能性がある。途上国に減らせとは言いが増やすものに日本がお金を出しているのじゃないかと言われれば、今後の気候変動交渉において何も言えないのではないかと思う。

MoF 田中：

石炭火力発電所に限らず、プロジェクトと関係する CO2 の問題は今後の課題になってくると思う。本件については、前述のような説明となると考えている。なお、本件についても JBIC の環境ガイドラインが適用されるということで、確かに CO2 の問題はあると思うが建設時に環境問題をチェックしてやっていくという意味で、そういう点で意義があるのではないかと思う。

田辺：

実はそれは同じ理論がマルチの機関にも言えると思うのだが、その辺はどう考えるか。

MoF 宮原：

意見というより感想に近いかもしれないが、この数年ドナーがマルチの機関にもしくはその中で業務の戦略などの話をするときに、環境や気候変動対策を開発のアジェンダのメインストリームにせよと言っている。総論として誰も異を唱えないと思うが、大方針を各セクター、各業務に即日適用できるかという、本来できるだけ早く現実現場がそうなった方が良いが、なかなかそこまではいつていない状況であると思う。その結果、気候変動対策となる事業や案件は確実に増えている一方で、排出量削減に逆行するような状況がある場合に、現場でどれだけ調整できるかという問題だと思う。難しいのは、**Responsibility** と言いつつそれでも先進国の責任であると言っている国に、このプロジェクトは CO2 排出に繋がるのでやらないと仮に正面から言うと、世銀と政府の関係は難しくなってくることもあろう。1 丁目 1 番地が気候変動対策に資する開発であって開発のメインストリームであるということは今後間違いなく確立していくのだと思うが、それをどういうスピード感でドナーが踏み込んでいくのかというところであろう。もちろん、開発の為にはエネルギーはなくてはならないので、石炭火力は作らないけれどその代わりにこういう代替エネルギーへの支援はするといった形の協力をしなければならないと思う。そこはできるだけ急いでがんばるべきであり、クリーンエネルギー、代替エネルギーへの支援に力を入れていくべきと思う。